



消費税増税・軽減税率対策セミナー(6月)

2019年10月1日から消費税が10%に引き上げられ、軽減税率制度が導入されます。軽減税率とは酒類・外食を除く飲食料品、定期購読に基づき週2回以上発行される新聞等の税額を8%のまま据え置くという制度のことです。これにより10%と8%が混在する我が国初の複数税率制度がスタートすることになります。

本セミナーでは、消費税及び消費税軽減税率制度の概要等について説明いたします。是非、本セミナーを受講し、新しい制度へのスムーズな移行にお役立てください。

■日時 **2019年6月11日(火)** 14:00～16:00 (2時間)

■場所 八女商工会議所 2階 大ホール

■講師 八女税務署 担当官

■定員 100名 (先着順) (※定員になり次第締め切らせて頂きます)

■受講料 無料

■申込先 〒834-0063 八女市本村 425-22-2 **FAX 0943-22-5164**

八女商工会議所 経営支援課 TEL 0943-22-5161

※下記受講申込書により FAX またはご持参にてお申込み下さい。

※定員になり次第締めきらせて頂きます。

消費税増税・軽減税率対策セミナー 申込書

事業所名	T E L		
	F A X		
住所			
受講者名		受講者名	
受講者名		受講者名	

(八女商工会議所 FAX0943-22-5164)

2019年 月 日

※ご記入頂いた情報は、当所からの各種連絡、実績報告書作成の為に利用することがあります。